

第8期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート(自立支援・介護予防・重度化防止)

所属名	地域包括ケア推進課
担当者名	渡辺 ゆのか

※「介護保険事業(支援)計画の進捗管理の手引き(平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課)」の自己評価シートをもとに作成

保険者名	第8期介護保険事業計画に記載の内容				R4年度(年度末実績)																	
	区分	現状と課題	第8期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容	自己評価	課題と対応策															
いわき市	①自立支援・介護予防・重度化防止	<p>本市においては、令和2年10月時点で市全体の高齢化率は30.9%となっており、一人暮らし高齢者や認知症高齢者、要介護・要支援認定者等、支援を要する方も増加していることから、地域全体で支え合うことのできる体制の強化が重要となっている。</p> <p>このことから、健康づくり・介護予防の推進において、公的なサービス提供体制の強化と、自助・互助・共助・公助の役割分担の明確化、自助・互助への効果的な公的支援を行う。</p>	<p>高齢者を主とした地域住民が集まる場である「つどいの場」が地域住民によって主体的・継続的に運営され、また、新たなつどいの場が地域に創出されるよう、各地区につどいの場コーディネーターを配置し、支援する。併せて、つどいの場の運営を補助する「つどいの場創出支援補助金」を交付する。</p>	<p>【つどいの場創出支援事業】</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(R2)</td> <td>(R3)</td> <td>(R4)</td> <td>(R5)</td> </tr> <tr> <td>月2回以上</td> <td>63.6%</td> <td>63.1%</td> <td>65.8%</td> <td>75%</td> </tr> <tr> <td>高齢者参加率</td> <td>8.7%</td> <td>7.9%</td> <td>7.0%</td> <td>10%</td> </tr> </table> <p>※R4までは実績値、R5は目標値</p>		(R2)	(R3)	(R4)	(R5)	月2回以上	63.6%	63.1%	65.8%	75%	高齢者参加率	8.7%	7.9%	7.0%	10%	<p>住民主体のつどいの場について、開催回数と高齢者参加者数の増に向け、活動を支援。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、5月中旬まで団体活動が制限されたが、その後は再開している。</p> <p>また、関係機関との連携を強化し、支援課題や目標の共有等を行った。</p>	○	<p>つどいの場の代表の高齢化などにより、活動の継続が困難となる事例があることから、つどいの場コーディネーターを通じ、団体での役割分担による代表の負担軽減を図るほか、新規参加者を取り込める環境づくりを働きかけていく。</p>
	(R2)	(R3)	(R4)	(R5)																		
月2回以上	63.6%	63.1%	65.8%	75%																		
高齢者参加率	8.7%	7.9%	7.0%	10%																		

第8期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート(給付適正化)

所属名	介護保険課
担当者名	安倍 実咲

○介護給付適正化主要5事業の実施状況
 ※ 右の表について実施済みの事業に○をつけてください。

要介護認定の適正化	○
ケアプランの点検	○
住宅改修等の点検	
縦覧点検・医療情報との突合	○
介護給付費通知	○

※「介護保険事業(支援)計画の進捗管理の手引き(平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課)」の自己評価シートをもとに作成

保険者名	第8期介護保険事業計画に記載の内容				R4年度(年度末実績)		
	区分	現状と課題	第8期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容	自己評価	課題と対応策
いわき市	②給付適正化	<p>介護保険制度の開始当初に比べ、被保険者の負担は増加している。</p> <p>介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度を構築していくために、主要5事業を柱に、更なる介護給付の適正化を図っていく必要がある。</p> <p>特に、介護支援専門員が作成するケアプランや、介護サービスを提供する事業所が作成する個別サービス計画について、利用者の生活状況における課題等に応じて必要な見直しが行われず、定型的なケアプランとなっている場合が多いことから、ケアプランの質の向上を図るための取組みを進めていく必要がある。</p>	<p>主要5事業「要介護認定の適正化」、「ケアプラン点検」、「住宅改修等の点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」、「介護給付費通知」を実施していく。</p>	<p>① 要介護認定の適正化: 認定調査員への研修等の実施。認定審査会委員の連絡会の実施。</p> <p>② ケアプランの点検: 適正なケアプラン作成及びケアプランの質の向上を図るための点検。</p> <p>③ 住宅改修等の点検: 改修工事施工事業者への研修の実施。貸与価格のばらつき抑制。</p> <p>④ 縦覧点検・医療情報との突合: 委託継続。資料の作成、配布による事業所への指導。</p> <p>⑤ 介護給付通知: 通知の範囲や送付時期の工夫などの検討。</p>	<p>① 要介護認定の適正化: 認定調査員への研修会1回実施。(令和5年3月下旬)</p> <p>② ケアプランの点検: 335件点検。</p> <p>③ 住宅改修等の点検: 改修工事施工事業者等へ住宅改修に係る研修会実施。(令和5年2月)</p> <p>④ 縦覧点検・医療情報との突合: 委託先の国保連が概ね実施。</p> <p>⑤ 介護給付通知: 年3回(6月、10月、2月)送付。</p>	○	<p>目標に掲げていた事業内容について、概ね達成することができた。</p> <p>ケアプラン点検においては、コロナウィルス感染症の感染状況を鑑み、郵送等でケアプランの提出を求め、指摘事項を連絡する形となった。</p> <p>主要5事業中、未実施の「住宅改修等の点検」において、リハビリテーション専門職等が関わる仕組みについて検討していく。</p>